支払審査委員会における審査実施状況について

当社では、社外委員3名(医師、弁護士、大学教授)ならびに社内委員2名で構成する「支 払審査委員会」を2006年12月に設置し、保険金のお支払において、高度な法的・医学的判断 を要する場合の判断の公平性・適切性の確保をはかっています。

2023年1月から2023年6月までの間に支払審査委員会を5回開催し、計5件の事案を審査しました。このうち、お支払対象に該当しないと判断した事案は4件でした。

お支払対象に該当しないと判断した主な事案の概要は次の通りです。

保険の種類	事案の概要
人身傷害保険	 被保険者が、走行中に意識を失い対向車線に進入し対向車と衝突した事故後に、搬送先の病院で死亡しました。 被保険者は、既往症により運転中に大動脈解離が起き死亡した疾病先行の事故として、人身傷害保険のお支払対象に該当しないと判断しました。
車両保険 人身傷害保険	 被保険者が、走行中に右カーブの道路を減速せずに直進し道路を逸脱して河川敷の土手に落下し自車両を損壊、自身も負傷しました。 被保険者の事故形態の異常性を説明しうる情報の提供がなかったことから、急激かつ偶然な外来の事故には該当せず、車両保険、人身傷害保険のお支払対象に該当しないと判断しました。
労災あんしん保険	 被保険者が、走行中に電柱に衝突し、現場で警察官と事故処理中に突然嘔吐・ 意識レベルが低下し病院に救急搬送されました。 被保険者は、脳疾患を発症したことが明白であり、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害に該当せず、労災あんしん保険のお支払い対象に該当しないと判断しました。
人身傷害保険	 被保険者が、自転車に搭乗中に転倒し腰を打撲し、帰宅後自宅で安静にしていたが翌日も激しい痛みが続いたため病院に救急搬送され、鎮痛剤を投与され安静目的の入院となりましたが、入院中に急性心不全で死亡しました。 被保険者は、死亡に至るまでの出血やケガ等の所見はなく、死亡診断書も病死(急性心不全)であるため、急激かつ偶然な外来の事故による死亡には該当せず、人身傷害保険の死亡損害のお支払い対象に該当しないと判断しました。